

天満労働基準監督署発表
令和7年7月17日

令和7年7月17日
【照会先】
天満労働基準監督署
06-7713-2003

最低賃金法違反の疑いで書類送検 (2か月分の賃金不払の疑い)

令和7年7月17日、天満労働基準監督署(署長 い ち ち や す し 伊地知 康)は、下記のとおり、カナフレックスコーポレーション株式会社及び同社の代表取締役を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) カナフレックスコーポレーション株式会社(以下「被疑会社」という。)
本店所在地 大阪市北区天満橋
事業内容 産業用ホース等の製造及び販売
- (2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに
最低賃金法違反
最低賃金法第4条第1項
最低賃金法第40条(罰則)
最低賃金法第42条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは労働者Bに対し、令和6年4月16日から同年6月15日までの令和6年5月分及び同年6月分の2か月間の定期賃金を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金について、令和5年10月1日から令和6年9月30日までは時間額1,064円です。
- (3) 適用法条文は、次のとおり。

○最低賃金法(抄)

(最低賃金の効力)

第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(罰則)

第40条

第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。